

令和4年12月定例会議会議案一覧

議案番号	件名
報告12	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
報告13	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
議案64	人権擁護委員候補者の推薦について
議案65	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
議案66	豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案67	豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について
議案68	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第8号）について
議案69	豊明市文化会館の指定管理者の指定について
議案70	豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案71	豊明市有料駐車場事業特別会計設置に関する条例の廃止について
議案72	豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
議案73	豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
議案74	豊明市職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案75	豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案76	豊明市都市公園条例の一部改正について
議案77	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第9号）について
議案78	令和4年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案79	令和4年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案80	令和4年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）について

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第7号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和4年10月14日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金 54,276円
- 2 原因 公用車による接触事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 令和4年6月28日 午前9時45分頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市役所本庁舎正面駐車場
 - (3) 事故の経過 上記場所を走行中、車両相互の接触により損傷したもの
 - (4) 相手方の損傷 車両後部の損傷
 - (5) 過失割合 豊明市30%、相手方70%

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第8号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和4年11月4日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金195,459円
- 2 原因 生徒による網戸はめ直し中の物損事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 令和4年10月3日 午後1時00分頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市立沓掛中学校職員駐車場
 - (3) 事故の経過 1階トイレ掃除中に、生徒が窓の網戸が外れていることに気付き、レールにはめ直そうと触ったところ、網戸が窓枠から外れ、相手方の車両後方に当たり、車両を損傷したものの
 - (4) 相手方の損傷 車両後方部の損傷
 - (5) 過失割合 豊明市100%、相手方0%

議案第64号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の五味一子氏は、令和5年3月31日任期満了となるので、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦するものとする。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 近 藤 厚 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからである。

議案第65号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を
別添のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の160」の次に「、12月に支給する場合には100分の165（ただし、市長については100分の160とする。）」を加える。

第2条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165（ただし、市長については100分の160とする。）」を、「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 66 号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200

26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			

75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				

	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
備考										
この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。										

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300

36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400
37	179, 900	225, 200	251, 600	287, 300	332, 500
38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600
39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600
40	184, 500	228, 400	254, 500	290, 000	335, 600
41	185, 800	229, 200	255, 500	290, 600	336, 600
42	187, 200	230, 200	256, 700	291, 600	337, 600
43	188, 500	231, 200	257, 600	292, 600	338, 600
44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600
45	191, 400	233, 000	259, 600	294, 200	340, 500
46	192, 700	233, 900	260, 600	295, 100	341, 500
47	194, 100	234, 700	261, 700	296, 000	342, 500
48	195, 500	235, 400	262, 600	296, 900	343, 500
49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400
50	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300
51	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200
52	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347, 000
53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800
54	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600
55	203, 300	242, 000	269, 000	301, 800	349, 400
56	204, 400	242, 700	270, 000	302, 500	350, 100
57	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600
59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400
60	208, 400	246, 000	273, 900	305, 400	353, 100
61	209, 500	246, 800	274, 900	306, 000	353, 800
62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500
63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200
64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600	356, 500
66	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100	357, 000
67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500
68	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300	
71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300	
73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600	
74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100	
75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
76	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000	
77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200	
78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500	
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100	
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400	
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700	
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000	
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300	

85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	

	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
備考	この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。					

第2条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を、「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を、「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案第 6 7 号

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、愛知県人事委員会の勧告に伴い必要があるからである。

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例（令和2年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

号給	職務の級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		168,300	184,500
2		169,900	186,700
3		171,400	188,800
4		173,000	191,100
5		174,600	193,100
6		176,500	195,200
7		178,400	197,300
8		180,200	199,500
9		182,000	201,700
10		184,100	204,400
11		186,200	207,100
12		188,100	209,700
13		190,100	212,400
14		192,200	214,100
15		194,400	215,800
16		196,500	217,500
17		198,800	219,300
18		201,100	221,000
19		203,700	222,700

2 0	2 0 6, 0 0 0	2 2 4, 4 0 0
2 1	2 0 8, 5 0 0	2 2 6, 2 0 0
2 2	2 1 0, 1 0 0	2 2 8, 1 0 0
2 3	2 1 1, 9 0 0	2 3 0, 1 0 0
2 4	2 1 3, 6 0 0	2 3 2, 0 0 0
2 5	2 1 5, 1 0 0	2 3 3, 6 0 0
2 6	2 1 6, 6 0 0	2 3 5, 6 0 0
2 7	2 1 8, 2 0 0	2 3 7, 7 0 0
2 8	2 1 9, 8 0 0	2 3 9, 7 0 0
2 9	2 2 1, 5 0 0	2 4 1, 6 0 0
3 0	2 2 3, 2 0 0	2 4 4, 3 0 0
3 1	2 2 5, 0 0 0	2 4 7, 1 0 0
3 2	2 2 6, 7 0 0	2 4 9, 9 0 0
3 3	2 2 8, 0 0 0	2 5 2, 5 0 0
3 4	2 2 9, 8 0 0	2 5 5, 4 0 0
3 5	2 3 1, 5 0 0	2 5 8, 0 0 0
3 6	2 3 3, 2 0 0	2 6 0, 8 0 0
3 7	2 3 4, 6 0 0	2 6 3, 2 0 0
3 8	2 3 6, 3 0 0	2 6 5, 6 0 0
3 9	2 3 8, 1 0 0	2 6 8, 2 0 0
4 0	2 3 9, 8 0 0	2 7 0, 4 0 0
4 1	2 4 1, 5 0 0	2 7 3, 0 0 0
4 2	2 4 3, 2 0 0	2 7 5, 4 0 0
4 3	2 4 4, 8 0 0	2 7 7, 6 0 0
4 4	2 4 6, 5 0 0	2 7 9, 8 0 0
4 5	2 4 8, 1 0 0	2 8 1, 9 0 0
4 6	2 4 9, 7 0 0	2 8 4, 2 0 0
4 7	2 5 1, 0 0 0	2 8 6, 3 0 0
4 8	2 5 2, 3 0 0	2 8 8, 3 0 0

4 9	2 5 3, 4 0 0	2 9 0, 6 0 0
5 0	2 5 4, 8 0 0	2 9 2, 4 0 0
5 1	2 5 6, 2 0 0	2 9 4, 3 0 0
5 2	2 5 7, 3 0 0	2 9 6, 1 0 0
5 3	2 5 8, 5 0 0	2 9 7, 6 0 0
5 4	2 5 9, 9 0 0	2 9 9, 7 0 0
5 5	2 6 0, 9 0 0	3 0 1, 8 0 0
5 6	2 6 1, 9 0 0	3 0 4, 0 0 0
5 7	2 6 3, 2 0 0	3 0 6, 1 0 0
5 8	2 6 4, 2 0 0	3 0 8, 5 0 0
5 9	2 6 5, 3 0 0	3 1 0, 8 0 0
6 0	2 6 6, 3 0 0	3 1 3, 4 0 0
6 1	2 6 7, 6 0 0	3 1 5, 7 0 0
6 2	2 6 8, 3 0 0	3 1 8, 2 0 0
6 3	2 6 9, 2 0 0	3 2 0, 5 0 0
6 4	2 6 9, 8 0 0	3 2 2, 8 0 0
6 5	2 7 0, 8 0 0	3 2 4, 9 0 0
6 6	2 7 2, 3 0 0	3 2 6, 8 0 0
6 7	2 7 3, 4 0 0	3 2 8, 4 0 0
6 8	2 7 4, 7 0 0	3 3 0, 0 0 0
6 9	2 7 6, 3 0 0	3 3 2, 0 0 0
7 0	2 7 7, 8 0 0	3 3 4, 1 0 0
7 1	2 7 9, 1 0 0	3 3 6, 3 0 0
7 2	2 8 0, 6 0 0	3 3 8, 3 0 0
7 3	2 8 1, 4 0 0	3 4 0, 5 0 0
7 4	2 8 2, 4 0 0	
7 5	2 8 3, 6 0 0	
7 6	2 8 4, 7 0 0	
7 7	2 8 5, 9 0 0	

7 8	2 8 6 , 9 0 0	
7 9	2 8 8 , 2 0 0	
8 0	2 8 9 , 1 0 0	
8 1	2 9 0 , 3 0 0	
8 2	2 9 1 , 1 0 0	
8 3	2 9 2 , 1 0 0	
8 4	2 9 3 , 2 0 0	
8 5	2 9 4 , 1 0 0	
8 6	2 9 5 , 0 0 0	
8 7	2 9 5 , 7 0 0	
8 8	2 9 6 , 8 0 0	
8 9	2 9 7 , 8 0 0	
9 0	2 9 8 , 7 0 0	
9 1	2 9 9 , 6 0 0	
9 2	3 0 0 , 4 0 0	
9 3	3 0 0 , 7 0 0	
9 4	3 0 1 , 5 0 0	
9 5	3 0 2 , 2 0 0	
9 6	3 0 3 , 0 0 0	
9 7	3 0 3 , 8 0 0	
9 8	3 0 4 , 6 0 0	
9 9	3 0 5 , 5 0 0	
1 0 0	3 0 6 , 2 0 0	
1 0 1	3 0 7 , 1 0 0	
1 0 2	3 0 7 , 6 0 0	
1 0 3	3 0 8 , 1 0 0	
1 0 4	3 0 8 , 6 0 0	
1 0 5	3 0 8 , 8 0 0	
1 0 6	3 0 9 , 2 0 0	

1 0 7	3 0 9, 6 0 0	
1 0 8	3 0 9, 8 0 0	
1 0 9	3 1 0, 0 0 0	
1 1 0	3 1 0, 2 0 0	
1 1 1	3 1 0, 5 0 0	
1 1 2	3 1 0, 8 0 0	
1 1 3	3 1 1, 0 0 0	
1 1 4	3 1 1, 2 0 0	
1 1 5	3 1 1, 4 0 0	
1 1 6	3 1 1, 7 0 0	
1 1 7	3 1 2, 0 0 0	
1 1 8	3 1 2, 3 0 0	
1 1 9	3 1 2, 6 0 0	
1 2 0	3 1 2, 9 0 0	
1 2 1	3 1 3, 1 0 0	
1 2 2	3 1 3, 3 0 0	
1 2 3	3 1 3, 5 0 0	
1 2 4	3 1 3, 9 0 0	
1 2 5	3 1 4, 2 0 0	

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 68 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 8 号）

議案第 6 8 号

令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 8, 6 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 3 6 0, 3 6 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		2,051,803	80,077	2,131,880
	2 県補助金	784,588	80,077	864,665
19 繰越金		300,000	138,537	438,537
	1 繰越金	300,000	138,537	438,537
歳入合計		24,141,747	218,614	24,360,361

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	694,949	80,077	775,026
計	784,588	80,077	864,665

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	300,000	138,537	438,537
計	300,000	138,537	438,537

単位：千円

節		説明
区分	金額	
5. 児童福祉費補助金	80,077	子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 79,000
		子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金 1,077

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	138,537	前年度繰越金 138,537 増

歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1,705,147	218,614	1,923,761	10. 需用費	138
				印刷製本費	138
				11. 役務費	1,476
				通信運搬費	948
				手数料	528
				18. 負担金、補助及 び交付金	217,000
計	4,317,043	218,614	4,535,657		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	218,614	80,077			138,537	印刷製本費 138 増 通信運搬費 948 増 手数料 528 増 子育て応援給付金 138,000 子育て世帯臨時特別給付金 79,000
計	218,614	80,077			138,537	
	218,614	80,077			138,537	

議案第 69 号

豊明市文化会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設名称
豊明市文化会館
- 2 指定管理者となる団体
東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本 鉄司
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、豊明市文化会館を管理する指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第70号

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例を別添のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い関係条例の整備が必
要であるからである。

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年豊明市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年豊明市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 豊明市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年豊明市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(豊明市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部改正)

第4条 豊明市職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例(昭和47年豊明市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 任命権者は、豊明市職員の給与に関する条例(昭和47年豊明市条例第

34号) 附則第7項の規定による措置の適用を受ける職員については、当該措置に基づき当該職員を降給するものとする。

3 第3条の規定にかかわらず、前項の措置の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(豊明市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 豊明市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年豊明市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年豊明市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 豊明市職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊明市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和58年豊明市条例第12号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「豊明市職員の定年等に関する条例（昭和58年豊明市条例第12号）」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第7条第1項の項を削り、同表第15条第2項の項及び第16条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表第15条第2項の項及び第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の2の項中「第11条、第12条、第13条及び第14条」を「第6条、第11条から第13条まで及び第14条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(豊明市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「したがい」を「従い」に改め、同条第3項及び第5項中

「その者」を「当該職員」に改める。

第7条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第1号及び第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条、第12条、第13条」を「第6条、第11条から第13条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 豊明市職員の定年等に関する条例（昭和58年豊明市条例第12号）第8条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
 - (3) 豊明市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特

定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 0 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 3 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1行政職給料表（一）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第1行政職給料表（二）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

(豊明市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 豊明市職員の再任用に関する条例（平成13年豊明市条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和4年改正条例 豊明市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年豊明市条例第〇号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 前号の暫定再任用職員で短時間勤務の職（令和4年改正条例附則第5条に規定する短時間勤務の職をいう。）を占めるものをいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 豊明市職員の定年等に関する条例（昭和58年豊明市条例第12号）第11条又は第12条の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下附則第5条第1項及び第2項において同じ。）に対する第2条の規定による改正後の公

益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（豊明市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年豊明市条例第〇号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される豊明市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される豊明市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

第8条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第15条第2項、第16条第3項及び第4項並びに第25条第1項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び豊明市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年豊明市条例第○号）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 豊明市職員の給与に関する条例第6条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条から第13条まで並びに第14条並びに新給与条例第6条第1項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第7項から第13項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第 7 1 号

豊明市有料駐車場事業特別会計設置に関する条例の廃止について
豊明市有料駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例を別添のよ
うに定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 5 年 3 月 3 1 日をもって豊明市有料駐車場事業
特別会計を廃止するために必要があるからである。

豊明市有料駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例

豊明市有料駐車場事業特別会計設置に関する条例（平成8年豊明市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による廃止前の豊明市有料駐車場事業特別会計設置に関する条例による豊明市有料駐車場事業特別会計（以下「廃止会計」という。）の廃止の際、廃止会計に属する決算余剰金その他の財産については、豊明市一般会計に帰属するものとする。

2 この条例の施行の日の前日までの廃止会計に係る歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年豊明市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「13,770円」を「14,490円」に改め、同号イ中「3,675円」を「3,850円」に改める。

第5条中「510円48銭」を「541円31銭」に、「150,938円」を「158,125円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 7 3 号

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成22年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

豊明市職員の定年等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の定年等に関する条例（昭和58年豊明市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により

当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が規則で定める。

第5条中「に定めるもののほか、」を「の実施に関し」に改め、「市長が」の次に「規則で」を加え、同条を第13条とし、第4条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）第10条第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第9条において同じ。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任又は転任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任又は転任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任又は転任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職

に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占め

る職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第9条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第10条 任命権者は、第8条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。以下附則第4条及び第6条において同じ。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の豊明市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の豊明市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員

に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退

職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を

要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にか

かわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短

時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第75号

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において印鑑登録証明書の交付をすることができるようにするため必要があるからである。

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第10条第3項中「第7条第4項及び前2項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「印鑑登録証」の次に「（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

議案第76号

豊明市都市公園条例の一部改正について
豊明市都市公園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、有料公園施設の使用に係る単位及び使用料を変更するため必要があるからである。

豊明市都市公園条例の一部を改正する条例

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

落合公園	テニスコート	2時間につき	440円
西川公園	テニスコート	2時間につき	440円

を

落合公園	テニスコート	2時間につき	440円
		3時間につき	660円
西川公園	テニスコート	2時間につき	440円
		3時間につき	660円

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和5年4月1日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の使用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の豊明市都市公園条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

議案第 77 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）

議案第 77 号

令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 650,914 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,011,275 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		147,300	0	147,300
	3 森林環境譲与税	7,300	0	7,300
10 地方交付税		1,320,000	556,868	1,876,868
	1 地方交付税	1,320,000	556,868	1,876,868
14 国庫支出金		4,080,357	61,355	4,141,712
	1 国庫負担金	2,940,870	61,355	3,002,225
15 県支出金		2,131,880	13,391	2,145,271
	1 県負担金	1,076,917	11,614	1,088,531
	2 県補助金	864,665	1,777	866,442
17 寄附金		278,370	6,000	284,370
	1 寄附金	278,370	6,000	284,370
21 市債		791,200	13,300	804,500
	1 市債	791,200	13,300	804,500
歳入合計		24,360,361	650,914	25,011,275

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,463,892	45,421	3,509,313
	1 総務管理費	2,669,220	45,021	2,714,241
	7 交通安全対策費	122,260	400	122,660
3 民生費		11,396,687	317,500	11,714,187
	1 社会福祉費	5,674,345	140,794	5,815,139
	2 児童福祉費	4,535,657	99,103	4,634,760
	3 生活保護費	1,160,158	77,603	1,237,761
4 衛生費		2,326,530	74,745	2,401,275
	1 保健衛生費	1,320,744	74,745	1,395,489
8 土木費		1,725,817	-8,184	1,717,633
	4 都市計画費	867,723	-8,184	859,539
10 教育費		2,398,122	18,654	2,416,776
	1 教育総務費	724,672	0	724,672
	2 小学校費	427,768	2,638	430,406
	3 中学校費	193,670	3,336	197,006
	4 社会教育費	329,679	9,538	339,217
	5 保健体育費	722,333	3,142	725,475

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 公債費		1,367,711	4,452	1,372,163
	1 公債費	1,367,711	4,452	1,372,163
13 諸支出金		84,197	198,326	282,523
	1 基金費	84,197	198,326	282,523
歳 出 合 計		24,360,361	650,914	25,011,275

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事務事業	千円 3,384

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 5,720	公共施設管理事業	千円 51,497

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
まちづくりアンケート調査業務委託事業	令和5年度	千円 1,658
オフィスライセンス購入事業	令和5年度	28,039
文化会館に係る指定管理者の指定	令和5年度から 令和9年度まで	435,476

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化会館大規模改修事業	千円 40,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関につ いては、その融資条件による。た だし、財政の都合により償還年限 を短縮し、もしくは繰上償還又は 低利債に借換えることができ る。

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防団詰所ホースタワー整備事業	千円 15,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができ
学校施設改修事業	28,100			
臨時財政対策債	385,000			
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防団詰所ホースタワー整備事業	千円 22,500	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができ
学校施設改修事業	29,500			
臨時財政対策債	349,600			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	7,300	0	7,300
計	7,300	0	7,300

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	1,320,000	556,868	1,876,868
計	1,320,000	556,868	1,876,868

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,680,233	61,355	2,741,588
計	2,940,870	61,355	3,002,225

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 森林環境譲与税	0	森林環境譲与税 0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	556,868	普通交付税 556,868 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	23,228	障害者自立支援給付費等国庫負担金 11,228 増 障害児入所給付費等国庫負担金 12,000 増
4. 生活保護費負担金	38,127	生活保護費負担金 34,277 増 生活困窮者自立支援事業費国庫負担金 3,850 増

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	1,074,693	11,614	1,086,307
計	1,076,917	11,614	1,088,531

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	775,026	1,777	776,803
計	864,665	1,777	866,442

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	278,370	6,000	284,370
計	278,370	6,000	284,370

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	11,614	障害者自立支援給付費等負担金 5,614 増
		障害児入所給付費等県費負担金 6,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. 保育園費補助金	1,777	保育所等給食費軽減対策支援金 1,777 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	6,000	教育費寄附金 6,000

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	199,000	48,700	247,700
5. 臨時財政対策債	385,000	-35,400	349,600
計	791,200	13,300	804,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 消防施設整備事業債	7,300	消防団詰所ホースタワー整備事業 7,300 増
3. 学校施設改修事業債	1,400	学校施設改修事業 1,400 増
8. 文化会館大規模改修事業債	40,000	文化会館大規模改修事業 40,000
1. 臨時財政対策債	-35,400	臨時財政対策債 35,400 減

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 秘書人事管理 費	896, 672	-4, 364	892, 308	4. 共済費	-4, 364
7. 財産管理費	777, 778	49, 385	827, 163	11. 役務費	1, 326
				手数料	1, 326
				12. 委託料	47, 835
				21. 補償、補填及び 賠償金	224
計	2, 669, 220	45, 021	2, 714, 241		

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策 費	122, 260	400	122, 660	10. 需用費	400
				光熱水費	400
計	122, 260	400	122, 660		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 秘書人事人件費	-4,364				-4,364	職員共済組合負担金 4,364 減
計	-4,364				-4,364	
3 財産管理事務事業	3,384				3,384	旧沓掛保育園測量等委託料 3,384
4 公共施設管理事業	46,001		48,700		-2,699	手数料 1,326 増 文化会館大規模改修工事 44,451 設計委託料 栄中学校擁壁改修工事補償費 224
計	49,385		48,700		685	
	45,021		48,700		-3,679	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 交通安全対策事務事業	400				400	光熱水費 400 増
計	400				400	
	400				400	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	1, 231, 075	22, 364	1, 253, 439	18. 負担金、補助及 び交付金	156
				27. 繰出金	22, 208
3. 心身障害者福 祉費	1, 834, 345	63, 519	1, 897, 864	19. 扶助費	46, 457
				22. 償還金、利子及 び割引料	17, 062
4. 福祉医療費	837, 124	8, 920	846, 044	22. 償還金、利子及 び割引料	8, 920
5. 後期高齢者医 療費	894, 784	45, 991	940, 775	18. 負担金、補助及 び交付金	45, 991
計	5, 674, 345	140, 794	5, 815, 139		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 老人福祉センター運営事業	156				156	指定管理者支援金 156
10 介護保険特別会計繰出事業	22,208				22,208	現年度分介護給付費繰出 5,000 増 職員給与費等繰出金 17,208 増
計	22,364				22,364	
2 心身障害児者扶助事業	63,519	34,842			28,677	訓練等給付費 22,457 増 心身障がい児通所・居宅 24,000 増 サービス事業費 障害児施設措置費等国庫 17,062 補助金等返還金
計	63,519	34,842			28,677	
1 福祉医療事業	8,920				8,920	障害者医療費負担金返還 8,920 金
計	8,920				8,920	
1 後期高齢者医療事業	45,991				45,991	後期高齢者医療療養給付 45,991 増 費負担金
計	45,991				45,991	
	140,794	34,842			105,952	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	1, 923, 761	61, 274	1, 985, 035	2. 給料	-3, 000
				3. 職員手当等	-1, 660
				17. 備品購入費	363
				22. 償還金、利子及 び割引料	65, 571
2. 保育園費	2, 611, 896	37, 829	2, 649, 725	10. 需用費 光熱水費	9, 294 9, 294
				18. 負担金、補助及 び交付金	3, 252
				22. 償還金、利子及 び割引料	25, 283
計	4, 535, 657	99, 103	4, 634, 760		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	115, 217	31, 901	147, 118	10. 需用費	20
				印刷製本費	20
				11. 役務費	199
				通信運搬費	199

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉人件費	-4,660				-4,660	一般職給 3,000 減 扶養手当 250 減 地域手当 310 減 期末手当 900 減 勤勉手当 200 減
2 児童館等管理運営事業	363			363		備品購入費 363
3 児童福祉事務事業	65,571				65,571	子ども・子育て支援交付金等返還金 65,571
計	61,274			363	60,911	
2 保育事業	37,829	1,777			36,052	光熱水費 9,294 増 保育所等給食費軽減対策 2,827 増 支援金 認可外保育施設光熱費高騰対策支援金 425 子どものための教育・保育給付交付金等返還金 25,283
計	37,829	1,777			36,052	
	99,103	1,777		363	96,963	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	31,901	3,850			28,051	印刷製本費 20 増 通信運搬費 199 増 電算関係委託料 3,850

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(生活保護総務 費)				12. 委託料	18,299
				22. 償還金、利子及 び割引料	13,383
2. 扶助費	1,044,941	45,702	1,090,643	19. 扶助費	45,702
計	1,160,158	77,603	1,237,761		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 健康推進費	678,387	73,789	752,176	12. 委託料	3,898
				22. 償還金、利子及 び割引料	69,891
6. 休日診療所運 営費	23,691	956	24,647	1. 報酬	956
計	1,320,744	74,745	1,395,489		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						生活困窮者緊急生活支援 14,449 増 事業委託料 生活保護費国庫負担金等 13,383 返還金
計	31,901	3,850			28,051	
1 扶助事業	45,702	34,277			11,425	医療扶助費 45,702 増
計	45,702	34,277			11,425	
	77,603	38,127			39,476	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 健康推進活動事業	4,600				4,600	成人病診断等委託料 3,898 増 風しん対策事業費補助金 702 返還金
3 新型コロナウイルス 予防接種事業	69,189				69,189	新型コロナウイルス対策事業費等 69,189 負担金等返還金
計	73,789				73,789	
1 休日診療所 運営事業	956				956	休日診療業務 956 増
計	956				956	
	74,745				74,745	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	152,261	-9,764	142,497	2. 給料	-6,200
				3. 職員手当等	-3,564
5. 都市下水路費	435,337	1,580	436,917	18. 負担金、補助及 び交付金	1,580
計	867,723	-8,184	859,539		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	597,424	0	597,424		
計	724,672	0	724,672		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	358,571	2,638	361,209	12. 委託料	2,638

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 都市計画人件費	-9,764				-9,764	一般職給 6,200 減 扶養手当 250 減 地域手当 690 減 管理職手当 524 減 期末手当 1,800 減 勤勉手当 300 減
計	-9,764				-9,764	
1 下水道事業 会計繰出事業	1,580				1,580	他会計補助金 1,580 増
計	1,580				1,580	
	-8,184				-8,184	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育振興事業	0			6,000	-6,000	財源振替
	0			6,000	-6,000	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 小学校管理 事務事業	2,638				2,638	豊明小学校測量等委託料 2,638

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	427,768	2,638	430,406		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	143,741	3,336	147,077	14. 工事請負費	2,805
				17. 備品購入費	531
計	193,670	3,336	197,006		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 図書館費	114,767	572	115,339	14. 工事請負費	572
4. 文化財保護費	11,510	715	12,225	14. 工事請負費	715

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	2,638				2,638	
	2,638				2,638	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校施設 維持管理事業	2,805				2,805	各中学校営繕工事費 2,805 増
3 中学校管理 事務事業	531				531	管理用備品購入費 531 増
計	3,336				3,336	
	3,336				3,336	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 図書館維持 管理事業	572				572	防火設備改修工事費 572
計	572				572	
1 文化財保護 事業	715				715	桶狭間古戦場伝説地改修 工事費 715
計	715				715	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6. 文化広場費	5,131	415	5,546	18. 負担金、補助及 び交付金	415
7. 文化会館費	108,834	7,385	116,219	18. 負担金、補助及 び交付金	7,385
9. 陶芸の館費	2,229	451	2,680	14. 工事請負費	451
計	329,679	9,538	339,217		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	79,366	3,142	82,508	18. 負担金、補助及 び交付金	3,142
計	722,333	3,142	725,475		

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	1,332,171	225	1,332,396	22. 償還金、利子及 び割引料	225

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化広場管理事業	415				415	指定管理者支援金 415
計	415				415	
2 文化会館維持管理事業	7,385				7,385	指定管理者支援金 7,385
計	7,385				7,385	
1 陶芸の館管理事業	451				451	排水管改修工事費 451
計	451				451	
	9,538				9,538	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維持管理事業	3,142				3,142	指定管理者支援金 3,142
計	3,142				3,142	
	3,142				3,142	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	225				225	長期債元金 225 増

12 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 利子	35,540	4,227	39,767	22. 償還金、利子及 び割引料	4,227
計	1,367,711	4,452	1,372,163		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	2,100	198,689	200,789	24. 積立金	198,689
5. 森林環境譲与 税基金費	4,748	-363	4,385	24. 積立金	-363
計	84,197	198,326	282,523		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	225				225	
1 公債費利子償還事業	4,227				4,227	長期債利子 4,227 増
計	4,227				4,227	
	4,452				4,452	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	198,689				198,689	財政調整基金積立金 198,689 増
計	198,689				198,689	
1 森林環境譲与税基金積立事業	-363			-363		森林環境譲与税基金積立金 363 減
計	-363			-363		
	198,326			-363	198,689	

議案第 7 8 号

令和 4 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 78 号

令和 4 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87,524 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,271,389 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,285,212	87,524	4,372,736
	1 県補助金	4,285,211	87,524	4,372,735
歳入合計		6,183,865	87,524	6,271,389

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,235,075	87,524	4,322,599
	1 療養諸費	3,666,705	54,554	3,721,259
	2 高額療養費	538,246	32,970	571,216
歳 出 合 計		6,183,865	87,524	6,271,389

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
データヘルス計画等策定支援業務委託事業	令和5年度	<small>千円</small> 3,575

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,285,211	87,524	4,372,735
計	4,285,211	87,524	4,372,735

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 普通交付金	87,524	普通交付金 87,524 増

歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 療養給付費	3,624,385	54,554	3,678,939	18. 負担金、補助及 び交付金	54,554
計	3,666,705	54,554	3,721,259		

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 高額療養費	537,494	32,970	570,464	18. 負担金、補助及 び交付金	32,970
計	538,246	32,970	571,216		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者療養給付事業	54,554	54,554				現年度一般被保険者診療 54,554 増報酬給付費
計	54,554	54,554				
	54,554	54,554				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者高額療養事業	32,970	32,970				一般被保険者高額療養費 32,970 増
計	32,970	32,970				
	32,970	32,970				

議案第 79 号

令和 4 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 79 号

令和 4 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 142,820 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,326,320 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		930,497	8,000	938,497
	1 国庫負担金	855,508	8,000	863,508
4 支払基金交付金		1,333,178	10,800	1,343,978
	1 支払基金交付金	1,333,178	10,800	1,343,978
5 県支出金		729,815	5,000	734,815
	1 県負担金	704,056	5,000	709,056
7 繰入金		944,789	22,208	966,997
	1 一般会計繰入金	798,010	22,208	820,218
8 繰越金		1	96,812	96,813
	1 繰越金	1	96,812	96,813
歳入合計		5,183,500	142,820	5,326,320

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		130,128	17,208	147,336
	1 総務管理費	85,890	17,208	103,098
2 保険給付費		4,822,208	40,000	4,862,208
	1 介護サービス等 諸費	4,367,512	40,000	4,407,512
7 諸支出金		28,170	85,612	113,782
	1 償還金及び還付 加算金	1,602	85,612	87,214
歳 出 合 計		5,183,500	142,820	5,326,320

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託事業	令和5年度	千円 3,405

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	855,508	8,000	863,508
計	855,508	8,000	863,508

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	1,295,643	10,800	1,306,443
計	1,333,178	10,800	1,343,978

5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	704,056	5,000	709,056
計	704,056	5,000	709,056

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	8,000	現年度分介護給付費負担金 8,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	10,800	現年度分介護給付費交付金 10,800 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	5,000	現年度分介護給付費負担金 5,000 増

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	599,834	5,000	604,834
4. その他一般会計繰入金	130,178	17,208	147,386
計	798,010	22,208	820,218

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	96,812	96,813
計	1	96,812	96,813

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	5,000	現年度分介護給付費繰入金 5,000 増
1. 職員給与費等繰入金	17,208	職員給与費等繰入金 17,208 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	96,812	繰越金 96,812 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	85,840	17,208	103,048	2. 給料	8,300
				3. 職員手当等	5,024
				4. 共済費	3,884
計	85,890	17,208	103,098		

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 居宅介護サー ビス給付費	1,985,083	40,000	2,025,083	18. 負担金、補助及 び交付金	40,000
計	4,367,512	40,000	4,407,512		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 償還金	1	85,612	85,613	22. 償還金、利子及 び割引料	85,612

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護保険人件費	17,208			17,208		一般職給 8,300 増 扶養手当 678 増 地域手当 887 増 住居手当 168 増 通勤手当 51 増 期末手当 1,320 増 勤勉手当 1,920 増 職員共済組合負担金 2,492 増 退職手当組合負担金 1,392 増
計	17,208			17,208		
	17,208			17,208		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 居宅介護サービス給付事業	40,000	13,000		27,000		居宅介護サービス給付費 40,000 増
計	40,000	13,000		27,000		
	40,000	13,000		27,000		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	85,612			85,612		返還金 85,612 増

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,602	85,612	87,214		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	85,612			85,612		
	85,612			85,612		

議案第 8 0 号

令和 4 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

議案第 80 号

令和 4 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	1,273,295 千円	1,580 千円	1,274,875 千円
第 2 項 営業外収益	491,384 千円	1,580 千円	492,964 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1,273,295 千円	1,580 千円	1,274,875 千円
第 1 項 営業費用	1,171,467 千円	1,580 千円	1,173,047 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 294,860 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,648 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,421 千円、引継金 20,931 千円、過年度分損益勘定留保資金 27,853 千円、当年度分損益勘定留保資金 237,007 千円で補てんするものとする。」に改める。

（議会の議決を得なければ流用することができない経費）

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	62,892 千円	1,580 千円	64,472 千円

（他会計からの補助金）

第 5 条 予算第 9 条中「125,603 千円」を「127,183 千円」に改める。

令和4年11月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和4年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業 収 益			1,273,295	1,580	1,274,875	
	2 営業外収益		491,384	1,580	492,964	
		3 他会計補助金	125,603	1,580	127,183	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2 下水道事業 費 用			1,273,295	1,580	1,274,875	
	1 営業費用		1,171,467	1,580	1,173,047	
		1 管 ぎ よ 費	122,876	350	123,226	
		4 総 係 費	103,976	1,230	105,206	

給 与 費 明 細 書

1 総括

区分		職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(1) 7	1,067	20,996	13,598	35,661	10,367	46,028
	資本勘定 支弁職員	0	1	0	8,298	5,982	14,280	4,164	18,444
	合 計	0	8	1,067	29,294	19,580	49,941	14,531	64,472
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(1) 6	1,067	20,096	13,398	34,561	9,887	44,448
	資本勘定 支弁職員	0	2	0	8,298	5,982	14,280	4,164	18,444
	合 計	0	8	1,067	28,394	19,380	48,841	14,051	62,892
比 較	損益勘定 支弁職員	0	1	0	900	200	1,100	480	1,580
	資本勘定 支弁職員	0	- 1	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	900	200	1,100	480	1,580

() 内は、会計年度任用職員について外書きしたものである。

手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	
	補正後	696	3,106	336	912		800	1,794	
	補正前	696	3,091	336	727		800	1,794	
	比 較	0	15	0	185		0	0	
	区分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)				
	補正後	36	6,615	5,285					
	補正前	36	6,615	5,285					
	比 較	0	0	0					

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
手当	200	その他の増減分	200	人事異動等に伴う 職員構成の変動

令和4年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			1,273,295	1,580	1,274,875
	2 営業外収益		491,384	1,580	492,964
		3 他会計補助金	125,603	1,580	127,183

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2 下水道事業費用			1,273,295	1,580	1,274,875
	1 営業費用		1,171,467	1,580	1,173,047
		1 管きよ費	122,876	350	123,226
		4 総係費	103,976	1,230	105,206

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 他会計補助金	1,580	一般会計補助金	1,580

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 給料	150	給料	150
2 職員手当等	200	通勤手当	185
		地域手当	15
1 給料	750	給料	750
4 法定福利費	480	退職手当組合負担金	480